

平成 2 5 年 3 月 亀 岡 市 議 会 定 例 会

条 例 一 部 改 正 資 料

( 新 旧 対 照 表 )

そ の 2

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号） 新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 ア又はイ_____に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイ_____に定めるところにより算定した額</p> <p>ア イに_____掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯 _____</p> <p>_____ (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を控除した数で除して得た額</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第16条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日 _____</p> <p>_____以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p>

現 行	改 正 後 (案)
<p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額 (新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第16条の5の2 第16条の2の世帯別平等割額は、第1号又は第2号 に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号又は第2号 に定める額とする。</p> <p>(1) 第2号 に掲げる世帯以外の世帯 第16条第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯 (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第16条第1項第3号イに定めるところにより算定した額 (新設)</p>	<p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第16条の5の2 第16条の2の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</p> <p>(1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第16条第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第16条第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第16条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</p>

現 行	改 正 後 (案)
<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 ア又はイ _____ に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイ _____ に定めるところにより算定した額</p> <p>ア イに _____ 掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数 _____ を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第16条の6の9 第16条の6の6の世帯別平等割額は、第1号又は第2号 _____ に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号又は第2号 _____ に定める額とする。</p>	<p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第16条の6の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第16条の6の9 第16条の6の6の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</p>

現 行	改 正 後 (案)
<p>(1) 第2号_____に掲げる世帯以外の世帯 第16条の6の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯_____ (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第16条の6の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(新設)</p> <p>附 則 抄</p> <p>(平成22年度から平成25年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)</p> <p>2 平成22年度から平成25年度までの各年度における第12条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。</p>	<p>(1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第16条の6の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯<u>であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの</u>(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第16条の6の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) <u>特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの</u>(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第16条の6の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</p> <p>附 則 抄</p> <p>(平成22年度から平成26年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)</p> <p>2 平成22年度から平成26年度までの各年度における第12条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。</p>